Ⅰ　病害虫防除基準・雑草防除基準策定の基本方針

病害虫防除基準及び雑草防除基準（以下「防除基準」という。）は、「長崎県農林業技術の確定並びに普及要綱」に基づき、農家に普及すべき防除技術について、試験研究及び現地技術確定圃等において確立された防除技術を基にして策定する。また、策定にあたっては「長崎県食品の安全・安心条例」に留意し、下記事項を勘案の上、農林業技術協議会の審議を経て、農林業技術連絡会議において決定する。

１．基本的な考え方

食品の安全性に対する消費者の関心が高まる中、安全な農産物を安定的に生産するため、発生予察情報の活用、耕種的・物理的・生物的防除と化学農薬を組み合わせた総合的な防除体系の導入等により、農薬の適正使用の徹底と環境への負荷軽減を図る。

特に、次のことを考慮して策定する。

（１）人畜に対する毒性の低い農薬を採用する。
（２）水産動植物に対する毒性の低い農薬を採用する。
（３）生物農薬、フェロモン剤等を採用する。
（４）農薬による人体への危被害防止および農作物への残留防止に留意する。
（５）農薬による家畜、養蜂、水産動植物等への被害防止及び周辺の環境保全に留意する。

なお、（４）（５）の事項は長崎県農薬安全対策協議会の審議を経るものとする。

２．防除基準に採用する作物は次のとおりとする。

（１）長崎県農林業基準技術（普通作部門、野菜部門、花き部門、果樹部門、工芸作物部門、土壌肥料部門）に示された作物の中から、主要病害虫の発生生態及び防除法並びに主要雑草の防除法が解明され、技術が確立されたものについて登載する。

（２）上記以外の農作物についても、各地域における振興作物等、重要性の程度を勘案し登載する。

３．防除基準に採用する農薬は、農林水産大臣登録の農薬の中から、上記のことを考慮に入れ、より安全性が高くかつ防除効果に優れたものを選定する。

なお、登録のある農薬であれば、本基準に採用されていないものの使用を制限するものではない。